

# スパークハウス



## 上越ふじまき

～早期発見・早期療育～

児童発達支援事業

放課後等デイサービス



### どんなところ？

遊びはお子様にとっての大切な運動です。いわゆる問題行動（苦手なこと）に対してアプローチするのではなく、お子様の興味に合わせて感覚を刺激し、感情を豊かにします。遊びの中からやりとりを行い、常に称賛し続けることで自己肯定感を高め、運動機能（粗大運動・微細運動）・感覚調整・感情など、心と身体の機能を同時に高めていき、一つずつ『できる』を増やしていきます。

#### ～こんな効果があります～

- お子様の興味に寄り添い、満足感と達成感を養う  
⇒ ストレス緩和
- 気持ちに共感し、些細なことも称賛  
⇒ 自己肯定感の向上、成功体験の積み重ね
- さまざまなやりとりの中で感情表出の見本を示す  
⇒ コミュニケーション手段の取得



## ご利用について

### ■個別療育（保護者参加型） 1時間のプログラム

- 火曜～金曜 : 10時～18時まで
- 土・祝 : 9時～17時まで
- お休み : 日・月曜日、GW、お盆、年末年始  
(詳しくはお問合せください)

\*学校やお家までの送迎に関しては、個々にご相談させていただきます。



### 1時間の個別療育の主な内容

- 来所・あいさつ・検温・手洗い・うがい
- 活動開始 お子様の興味に合わせた遊び  
サーキットなどの決まった活動  
机上の活動（微細運動）
- 片付け・振り返り
- おかえり



※活動のお時間はご相談ください。  
※屋外へ出かける場合もございます。  
※お子様の発達状況を見ながら、小集団活動をすることもございます。

### ■小集団療育（放課後等デイサービス預かり型療育）

下校から17:50までの放課後の過ごしへのサポートです。

- 火曜～金曜 : 下校～17:50まで
- 土・祝・長期休暇 : 9時～17時までで個別療育での対応
- お休み : 日・月曜日、GW、お盆、年末年始  
(詳しくはお問合せください)

※長期休暇のご利用、送迎に関しては、個々にご相談させていただきます。

### 下校からの過ごし

- 学校へお迎えに行きます。
- 来所・あいさつ・検温・トイレ・手洗い・うがい
- はじめの会・おやつ・宿題など
- プレイルームでみんなで遊ぼう！
- おわりの会

※概ね17:30～17:50の間にお迎えに来ていただきます。(延長利用はできません)

※屋外へ出かける場合もございます。  
※お子様の発達状況を見ながら、4名程度の小集団療育です。

## 持ち物

- ・通所受給者証
- ・水分補給ができるもの
- ・上履き
- ・必要に応じ着替え・タオル
- ・印鑑



## こんなお子様に適しています

- ・小学校低学年くらいまでのお子様
- ・集団生活が苦手
- ・コミュニケーションが苦手
- ・感情のコントロールが苦手
- ・友だちとうまく遊べない

## 利用料金について

### ① 児童発達支援 基本料金

| 利用料金 | 利用時間    | 提供料金     | 利用者負担*1 割負担時 | 補則 |
|------|---------|----------|--------------|----|
| 1回/日 | 計画時間による | 8,850円/日 | 885円/日       |    |

### ② 放課後等デイサービス 基本料金

| 利用料金 | 利用時間       | 提供料金     | 利用者負担*1 割負担時 | 補則    |
|------|------------|----------|--------------|-------|
| 1回/日 | 平日、学校授業終了後 | 5,910円/日 | 591円/日       | 提供時間内 |
| 1回/日 | 休日、学校休業日   | 7,210円/日 | 721円/日       | 同上    |

### ③ 定率負担の月額負担上限額

| 生活保護 | 低所得 | 一般1    | 一般2     |
|------|-----|--------|---------|
| 0円   | 0円  | 4,600円 | 37,200円 |

- ・生活保護：生活保護世帯に属する方
- ・低所得：市民税非課税世帯に属する方
- ・一般1：市民税課税世帯に属する方（18歳未満の利用者で市民税所得割28万未満）
- ・一般2：市民税課税世帯に属する方で一般1に該当しない方

### ④ その他の加算

- ・欠席時対応加算
- ・児童指導員等加配加算、送迎加算
- ・個別支援サポート加算、事業所内相談支援加算
- ・処遇改善加算、特定処遇改善加算
- ・利用者負担上限管理加算

など



## ご利用までの流れ

- ① 見学・体験
- ② 市町村の福祉課へ相談
- ③ 市町村に受給者証の申請
- ④ 受給者証の発行
- ⑤ 契約・利用開始

\*見学・体験は受給者証申請中でも可能です。ご相談ください。

\*見学・体験は事前のご予約をお勧めします。

\*お問い合わせ・相談は、火曜～土曜の10時～17時まで対応しております。

### ◇受給者証について

- ・「受給者証申請書類」入手の為に市区町村の障害福祉課等にご連絡をお願い致します。
- ・受給者証申請の為に医師の診断書が必要な場合がございますので、各自治体にお問い合わせください。
- ・申請にあたり相談支援計画書※の作成が必要です。

※自治体によって「ご利用者自身での作成を推奨するケース（医師の診断書が必要となります）」と

「相談支援事業所で作成するケース」があります各自治体にお問い合わせください。

その他ご不明な点ございましたらお気軽にお問い合わせください。



## 相談・問い合わせ

事業所

### スパークハウス上越ふじまき

〒943-0817 新潟県上越市藤巻7番35号

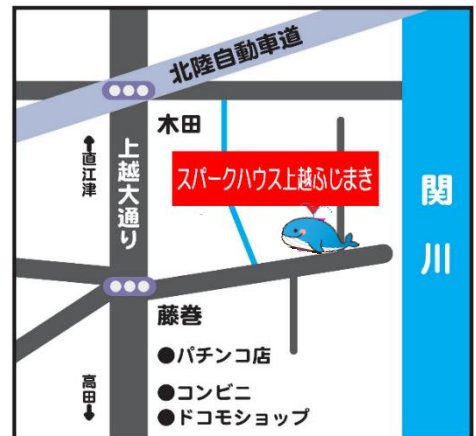
TEL 025-523-0710

FAX 025-523-0712

Mail spark@riborn.co.jp

HP <https://www.riborn.co.jp/spark/>

### 【アクセスマップ】



設置・運営



総合福祉サービス

株式会社 **リボーン**

- 人と地球 -

〒943-0175 新潟県上越市大字大日34番地5

TEL 025-523-0700 (代)

FAX 025-526-6800

HP <https://www.riborn.co.jp>

スパークハウス  
上越ふじまき  
公式 Instagram

